仕　　様　　書

１　品名・仕様等

（１）製品規格等　　次のいずれかとする。

ア　大穂製作所　サラダバー　ＯＨＳＢａ－Ａ－１５００

イ　スギコ　サラダバー　ＳＤＭ－１５６０ＭＣ

（２）その他

機器搬入据付・付属品取付け一式（配管や配線等、据付け後の全体の正常運転に係るすべての機器及び処理を含む）、試運転調整、既設品及び既設品に係る設備等の撤去処分を行うこと。また、「５　一般事項」に従うこと。

２　数量

２台（撤去する既設品の数量も同様）

３　納入場所

安城市赤松町梶１番地

安城産業文化公園デンパーク　ガーデンレストラン花車

４　納入期限

平成２７年９月３０日（水）

５　一般事項

（１）上記に伴う運搬、据付費用及び既設機器の撤去・処分費用（法定費用）等全ての諸費用を含む。

（２）据付場所については、必要に応じて発注者立会いの上、事前に確認を行っておくこと。

（３）納品日程については、事前に発注者と調整すること。

（４）受注者は、据付・撤去にあたり、壁、天井、床等に破損の恐れがある場合は、適切な方法で養生を行うこと。もし、破損、汚れ等があった場合は、速やかに発注者に報告し、発注者と協議のうえ受注者の責任において全て補修すること。

（５）納品は発注者立会いの下で実施し、発注者の指示に従い、受注者の責任において試運転並びに調整を行い、納品（完了）検査を受けるものとする。

（６）製品の欠陥等に起因する故障などについては、速やかに対処するとともに１年間の保証責任を負うものとする。

（７）納品に伴い不用となる既設機器及び既設機器に係る設備の撤去・処分は、受

注者が責任をもって、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。

（８）納品・撤去にあたり調理場内に立入る場合は、検便検査（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌Ｏ－１５７）を実施し、発注者にその結果証明書を提示すること。

（９）納品等に問題が生じた場合は、発注者と協議し、速やかに発注者の指示に従い対応すること。

（１０）その他、疑義が生じたときは、発注者と協議しその指示に従うこと。

【 問い合わせ先：安城市産業振興部農務課農政係　Tel：71-2233（直通）】